

「研究・調査報告シリーズ」の発行に関する内規

制定令和5年2月15日

(目的)

第1条 紀州経済史文化史研究所の目的に合致する研究・調査の成果の公開をより促進するために、「研究・調査報告シリーズ」を発行する。

(執筆者)

第2条 執筆資格者は、紀州経済史文化史研究所の所員とする。ただし、所員でない者については、執筆資格者との共同執筆に限り認める。

(発行機関)

第3条 発行機関は、紀州経済史文化史研究所とする。

(発行手続)

第4条 発行手続きは、以下の通りとする。

- (1) 「研究・調査報告シリーズ」の発行を希望するものは、随時紀州経済史文化史研究所に申し出て、紀要編集委員会の許諾を得ることとする。
- (2) 紀要編集委員会の許諾を得たのち、「シリーズ」の番号を登録する。番号は4桁とし、上2桁は西暦年の後半を、下2桁は受付順位を示すものとする。
- (3) 執筆者に年間発行回数の制限は設けない。また、紀州経済史文化史研究所においても年間発行回数の制限は設けない。
- (4) 原稿は欧文・和文を問わないが、執筆者がA4版で完成原稿とそのデータを作成する。
- (5) 完成原稿のコピーに、紀州経済史文化史研究所で用意した表紙をステープラーでとじて「研究・調査報告シリーズ」とし、そのデータとともに提出する。なお、原稿のコピー、ステープラーでとじる等の作業は、原則として執筆者が行うものとする。
- (6) 表紙の所定箇所に、「シリーズ」の登録番号、論文名、執筆者を記載する。
- (7) 「研究・調査報告シリーズ」の配付は、執筆者が行うものとするが、ウェブ上で無償公開する。
- (8) 執筆者は「研究・調査報告シリーズ」を作成し、速やかに紀州経済史文化史研究所に5部寄贈するものとする。これが行われない場合、その「シリーズ」番号を取り消すものとする。

(保管)

第5条 「研究・調査報告シリーズ」の保管は、紀州経済史文化史研究所が行う。執筆者より寄贈された5部の内訳は、保管用2部、閲覧用1部および国立国会図書館納本用2部とする。

(公開)

第6条 「研究・調査報告シリーズ」は電子化され、ウェブ上に無償で公開する。本誌掲載の著作物の著作権は執筆者に帰属するが、完成原稿の提出を以て、ウェブ上における無償公開を許諾したものと見なす。

(費用)

第7条 表紙、ステープラーを除き、原稿のコピー、配付・郵送等にかかる費用は執筆者の負担とする。

この内規は、令和5年4月1日から施行する。